

2023年5月24日

総務大臣  
松本 剛明 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川 本 淳

## 男女平等社会実現を求める要請書

日頃から男女平等社会の実現にむけ、精力的に取り組まれている貴職に敬意を表します。

さて、男女共同参画社会基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」により、男女共同参画社会の形成にむけた取り組みが推進されているところです。連合は6月を「男女平等月間」としており、自治労も職場・地域における男女平等参画をめざして様々な取り組みを進めています。

新型コロナウイルス感染症は、家事育児などケア労働の負担、解雇や収入の減少、ドメスティック・バイオレンス（DV）など、とくに女性の働き方、暮らし方に深刻な影響を及ぼし、それら課題が顕在化しました。また、2022年7月に発表された「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146カ国中116位となっており、先進国の中では最低水準に留まっており、さらなる男女平等参画の実現が求められています。

つきましては、男女平等参画社会の実現にむけて下記の通り要請します。積極的な対応がはかれるよう特段の尽力をお願いいたします。

（◎は、重点要求項目）

### 記

#### 1. 男女平等参画社会の実現

- （1）すべての自治体が男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った実効ある取り組みを進めるための必要な支援策を講じること。
- （2）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」で努力義務とされている市町村推進計画の策定の促進に努めること。

#### 2. 職場の男女平等の実現

- ◎（1）女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画について、それぞれの自治体における目標達成状況を把握し、引き続き先進事例の情報提供を行うこと。
- （2）男女の均等な機会と公正な待遇の確保を徹底し、男女間の賃金格差の解消や待遇改善、同一労働同一賃金の実現にむけて取り組みを強化すること。

- (3) 職務経験・実績を積むことにより、性別に関わりなく昇進の機会が平等に与えられるよう地方自治体に情報提供を行うこと。
- (4) 人事評価制度において、産休や育児休暇・休業の取得によってマイナス評価や不利益を被ることがないように周知を行うこと。
- ◎ (5) 第5次男女平等基本計画で掲げる2025年までに男性の育児休業取得率30%の目標達成にむけて、地方公務員においても育児休業の取得向上にむけたさらなる環境整備と意識の醸成をはかること。
- (6) 地方自治体における非正規職員の均等待遇・処遇改善が実現できるような情報提供や必要な施策を講じること。とくに、休暇制度については、同一労働同一賃金の観点から、常勤職員との均衡に基づき有給で整備されるよう、必要な対応をはかること。
- (7) 公務職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶にむけて、対策の充実をはかること。

### 3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランス実現のため、長時間労働の縮減にむけて、引き続き働きかけを行うこと。
- (2) 改正次世代育成支援対策推進法の「特定事業主行動計画」について、自治体における実施状況についての把握を行うとともに、必要な支援策を講じること。
- (3) 仕事と治療の両立にむけ、不妊治療休暇の取得状況を把握するとともに、取得しやすい環境整備や制度推進のためのさらなる支援を行うこと。

### 4. LGBTQ+についての自治体の取り組み推進

- (1) LGBTQ+など性的マイノリティの人々が自分らしく暮らし、働くことができる社会を実現するため、当事者への差別禁止や理解を深めるための啓発を行うことに加え、自治体職場における先進事例の収集・共有を行うこと。
- ◎ (2) 自治体職場での性的指向や性自認に関する差別・ハラスメントの防止策を講じること。とりわけ、アウティングの防止にむけた施策を講ずること。
- (3) 自治体職員がLGBTQ+について正しく理解し、当事者の悩みや困りごとの解消のため必要な対応を定めたガイドライン等を策定、周知すること。

以 上